

# 科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程（抄）

平成18年9月22日  
独立行政法人日本学術振興会  
科学研究費委員会決定  
一部改正 平成19年 2月19日  
一部改正 平成19年 5月23日  
一部改正 平成19年10月 1日  
一部改正 平成19年12月17日  
一部改正 平成20年 9月25日  
一部改正 平成21年 1月27日  
一部改正 平成21年 9月29日  
一部改正 平成22年 1月20日  
一部改正 平成22年 5月26日

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費補助金（基盤研究等）に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究）、特別研究員奨励費、学術創成研究費の対象となる個々の研究をいう。
- 二 成果公開 研究成果公開促進費（学術定期刊行物、学術図書、データベース）の対象となる個々の事業をいう。
- 三 審査委員又は評価者 委員会並びに委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。
- 四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。  
（下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。）
  - (1) 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究）の研究課題の研究代表者
  - (2) 研究成果公開促進費（学術定期刊行物、学術図書、データベース）の成果公開の代表者
  - (3) 特別研究員奨励費の研究課題の研究代表者
  - (4) 学術創成研究費の研究課題の研究代表者
- 五 推薦者 学術創成研究費として推進すべき研究テーマを推薦する者をいう。
- 六 審査意見書作成者 特別推進研究の審査において、審査意見書の作成を依頼された者をいう。
- 七 評価協力者 基盤研究(S)、若手研究(S)及び学術創成研究費の研究進捗評価及び事後評価において、研究課題ごとに選定する学識経験のある者をいう。

#### (評価の種類)

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査(事前評価)
- 二 研究進捗評価
- 三 事後評価

#### (評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 研究進捗評価 第3章に定める時期に行う。(特別推進研究、基盤研究(S)、若手研究(S)及び学術創成研究費の研究課題に限る。)
- 三 事後評価 研究期間終了年度の翌年度に行う。(特別推進研究、基盤研究(S)及び学術創成研究費の研究課題で研究進捗評価を受けていない研究課題に限る。)

#### (評価の方法)

第5条 評価は、独創性、先駆性、学問的意義及び社会・経済への貢献度を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

#### (守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

- 一 計画調書、研究進捗状況報告書及び研究終了報告書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
- 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
- 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
- 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
- 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
- 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
- 七 その他非公開とされている情報

3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

#### (研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

#### (利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除(利益相反)の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 科学研究費、特別研究員奨励費、学術創成研究費の場合
  - (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合、及び学術

創成研究費において評価者等自身が推薦した研究課題である場合は、評価に加わらないこととする。

(2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

- ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ② 緊密な共同研究を行う関係  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
- ③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
- ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

## 二 研究成果公開促進費の場合

(1) 審査委員自身が、成果公開の応募者である場合は、評価に加わらないこととする。

(2) 審査委員が、成果公開の応募者又は応募団体(学会、研究者グループ等)との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

- ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ② 事業遂行における緊密な関係  
(例えば、学術定期刊行物の編者、学術図書の執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)
- ③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
- ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ⑤ 成果公開の採否が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

### (評価結果の開示等)

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

2 研究進捗評価の結果の開示及び公表は、第17条に定めるとおりとする。

3 事後評価の結果の開示及び公表は、第20条に定めるとおりとする。

4 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

## 第2章 審査(事前評価)(略)

### 第3章 研究進捗評価

#### (研究進捗評価の方針)

第14条 研究進捗評価は、対象となる研究課題の進捗状況を把握し、当該研究のその後の発展に資することを目的として行う。

- 2 研究進捗評価を受けた研究課題を継続ないし発展させる目的で、最終年度もしくはその前年度において特別推進研究、基盤研究、又は若手研究(S・A・B)に応募がなされた場合は、当該応募研究課題の審査のための資料として進捗評価結果を提供する。
- 3 研究進捗評価の一環として、研究終了時の成果について検証し、評価を行う。

#### (研究進捗評価の実施体制)

第15条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評価事項
審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び4小委員会	・特別推進研究の研究課題 ・学術創成研究費の研究課題
審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び12小委員会	・基盤研究(S)の研究課題 ・若手研究(S)の研究課題

#### (研究進捗評価の方法)

第16条 研究進捗評価の方法は、次のとおりとする。

##### 一 審査・評価第一部会

##### (1) 特別推進研究

##### ① 研究進捗評価の時期及び方法

最終年度前年度にヒアリングを実施する。ただし、3年間の研究課題については、最終年度に実施する。

現地調査の時期は、研究課題ごとに各小委員会で判断する。

研究終了翌年度に研究成果について検証、評価を実施する。ただし、第14条第2項による審査の結果、継続することとなった研究課題で当該審査年度に研究進捗評価を受けたものを除く。

##### ② 現地調査の進め方

##### ア 担当委員の決定

各小委員会は、現地調査を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、現地調査を担当する評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

##### イ 現地調査

##### a 現地調査で用いる資料

研究進捗状況報告書及び研究計画調書

##### b 時間配分の目安

2～3時間程度

##### c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

評価者は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から研究進捗状況報告書をもとに説明を受ける。

##### d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。

##### e 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、各小委員会に提出する。

### ③ ヒアリングの進め方

#### ア 担当委員の決定

各小委員会は、ヒアリング研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、担当委員を2名程度決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

#### イ ヒアリング

##### a ヒアリングで用いる資料

研究進捗状況報告書、追加説明資料、現地調査報告書及び研究計画調書等

##### b 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 . . . . . 10分

(イ) 質疑応答 . . . . . 10分

(ウ) 審議及びコメント票の記載 . . . . . 5分

##### c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等(3名以内)から、研究進捗状況報告書及び追加説明資料により説明を受ける。

##### d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。

##### e 審議及びコメント票の記載

研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者による審議を行い、「⑤(ア) 評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑤(イ) 評価基準」によりコメント票の記載を行う。

### ④ 合議の進め方

#### ア 各小委員会

各小委員会は、現地調査を行った研究課題について、担当委員から現地調査報告書に基づく報告を受け、合議により評価コメント案を作成する。

ヒアリングを行った研究課題について、「⑤(ア) 評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑤(イ) 評価基準」により合議を行い、研究進捗評価案を作成する。

なお、研究計画の変更、研究経費の減額又は研究の中止の必要性について検討する場合は、その具体的内容について慎重に判断する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案及び研究進捗評価案に「F」を付し、その内容を示す。

#### イ 運営小委員会

運営小委員会は、評価コメント案及び研究進捗評価案について合議を行い、評価コメント及び研究進捗評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

### ⑤ 評価に当たっての着目点及び評価基準

#### (ア) 評価に当たっての着目点

##### (a) 研究の進展状況

- ・当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

##### (b) これまでの研究成果

- ・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。(あげつつあるか。)
- ・研究内容・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

##### (c) 研究組織

- ・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究においては、研究組織が研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。

- (d) 研究費の使用
  - ・購入された設備等は有効に活用されているか。
  - ・その他、研究費は効果的に使用されているか。
- (e) 研究目的の達成見込み
  - ・研究期間が終了するまでの間に研究目的を達成する見込みがあるか。
  - ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。

(イ) 評価基準

区分	評価基準
A+	当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	当初目標に向けて順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
B	当初目標に対して研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	当初目標より研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

(2) 学術創成研究費

① 研究進捗評価の時期及び方法

研究進捗評価は、次の時期に行うヒアリング等を踏まえ、合議により行う。  
 最終年度前年度にヒアリングを実施する。  
 研究終了後に検証、評価を実施する。  
 なお、ヒアリングで判断できない場合は、現地調査を行う。

② ヒアリングの進め方

ア 担当委員の決定

各小委員会は、ヒアリング研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、担当委員を2名程度決定する。

イ ヒアリング

a ヒアリングで用いる資料

各小委員会におけるヒアリングは、研究進捗状況報告書、追加説明資料及び関係書類（研究計画調書、交付申請書及び実績報告書(収支決算報告書)）等をもとに行う。

b 時間配分の目安

- (ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 . . . . . 10分
- (イ) 質疑応答 . . . . . 10分
- (ウ) 審議及びコメント票の記載 . . . . . 5分

c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等(3名以内)から、研究進捗状況報告書及び追加説明資料により説明を受ける。

d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

e 審議及びコメント票の記載

研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者及び評価協力者による審議を行い、「⑤(ア) 評価に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「⑤(イ) 評価基準」によりコメント票の記載を行う。

③ 現地調査の進め方

ア 担当委員の決定

各小委員会は、現地調査を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、現地調査を担当する評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、必要に応じて評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

#### イ 現地調査

##### a 質問事項

研究代表者に対して、事前に書面による評価で明らかにされなかった点を中心として質問事項を提示する。

##### b 現地調査で用いる資料

研究進捗状況報告書及び関係書類(研究計画調書、交付申請書及び実績報告書(収支決算報告書))等をもとに行う。

##### c 時間配分の目安

2～3時間程度

##### d 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

評価者等は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

##### e 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

##### f 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、運営小委員会に提出する。

#### ④ 合議の進め方

##### ア 各小委員会

各小委員会は、ヒアリングを行った研究課題について、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により合議を行い、研究進捗評価案を作成する。なお、「評価基準」が「C」の場合は、研究経費の減額又は研究の中止について検討する。また、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「⑤(イ)評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

担当委員は、合議による評価結果を踏まえた評価コメント案を作成する。

##### イ 運営小委員会

運営小委員会は、研究進捗評価案及び評価コメント案について合議を行い、研究進捗評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

#### ⑤ 評価に当たっての着目点及び評価基準

##### (ア) 評価に当たっての着目点

###### (a) 研究を推進する必要性

・推薦の趣旨に照らし、採択時以降の関連研究分野の学術動向を踏まえた上で引き続き研究を推進する必要性は高いか。

###### (b) 研究の進展状況

・当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。  
・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

###### (c) これまでの研究成果

・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。(又はあげつつあるか。)

###### (d) 研究組織

・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究においては、研究組織が研究者相互に有機的に連携が保たれ、活発な研究活動が展開される研究

組織となっているか。

(e) 研究経費の使用状況

- ・購入された設備等は有効に活用されているか。
- ・その他、研究費は効果的に使用されているか。

(f) 研究目的の達成見込み

- ・研究期間が終了するまでの間に研究目的を達成する見込みがあるか。
- ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。

(イ) 評価基準

区分	評価基準
A+	当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	当初目標に向けて順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
B	当初目標に対して研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	当初目標より研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

二 審査・評価第二部会 (略)

(研究進捗評価結果の開示等)

第17条 研究進捗評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を研究代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

- 1 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。



## 第4章 事後評価

### (事後評価の実施体制)

第18条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評価事項
審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び4小委員会	・特別推進研究の研究課題 ・学術創成研究費の研究課題
審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び12小委員会	・基盤研究(S)の研究課題 ・若手研究(S)の研究課題

### (事後評価の方法)

第19条 事後評価は、対象となる研究課題の研究の目的達成度等を把握するとともに、当該研究の今後の発展に資するために行うものであり、その方法は次のとおりとする。

#### 一 審査・評価第一部会

##### (1) 特別推進研究

###### ① 事後評価の時期及び方法

ア 第4条第3号の規定にかかわらず、特別推進研究の研究課題について、次のa及びbに掲げる場合には、事後評価のためのヒアリングを行わないことができる。

a 「研究計画最終年度前年度の応募」において、当該研究課題を廃止しつつ、継続的に当該研究を行おうとするため、同一の研究代表者が応募した研究課題が採択された場合

b 事後評価の実施年度に、当該事後評価を行うべき研究課題に係る研究を継続的に行うため、同一の研究代表者が新規に応募した研究課題について、審査のためのヒアリングが行われた場合

イ 事後評価は、ヒアリング及び合議により行うものとする。

###### ② 事後評価の進め方

ア 各小委員会は、事後評価を行う研究課題について、ヒアリングを行った後、合議により事後評価案を作成する。

イ 運営小委員会は、各小委員会の作成した事後評価案に基づき、合議により事後評価を決定する。

###### ③ ヒアリングの進め方

ア 担当委員の決定

各小委員会は、ヒアリング研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、担当委員を2名程度決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

イ 各小委員会におけるヒアリングは、研究終了報告書、追加説明資料、中間評価結果及び関係書類(研究計画調書、交付申請書及び実績報告書(収支決算報告書))等をもとに行う。

ウ 各評価者は、「⑤(ア) 評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、「⑤(イ) 評価基準」により評価を行う。

a 実施時期： 6月～9月

b 説明者： 研究代表者を含め3名以内

c 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等からの研究成果等の説明 . . . . . 10分

(イ) 質疑応答 . . . . . 10分

(ウ) 審議及びコメントの記載 . . . . . 5分

#### ④ 合議の進め方

ア 各小委員会は、ヒアリングを行った研究課題について、「⑤(ア) 評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、総合的な判断の上、「⑤(イ) 評価基準」により合議を行い、事後評価案を作成する。なお、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「⑤(イ)評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

イ 運営小委員会は、各小委員会の事後評価結果案に基づき、「⑤(ア) 評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、総合的な判断の上、「⑤(イ) 評価基準」により合議を行い、事後評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

#### ⑤ 評価に当たっての着目点等

##### (ア) 評価に当たっての着目点

###### (a) 研究目的の達成度

- ・当初の研究目的に照らして、その達成の度合いはどうか。

###### (b) 当該学問分野及び関連学問分野への貢献度

- ・当該学問分野及び関連学問分野における研究の発展に関し、革新的な貢献ができたか。

###### (c) 研究成果

- ・当初の研究目的に照らして、国際的に評価の高い成果をあげたか。
- ・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

##### (イ) 評価基準

区分	評価基準
A+	期待以上の研究の進展があった
A	期待どおり研究が進展した
B	期待したほどではなかったが一応の進展があった
C	十分な進展があったとは言い難い

#### (2) 学術創成研究費

##### ① 事後評価の方法

ア 事後評価は書面により行うものとし、必要に応じてヒアリング又は現地調査若しくはその双方を行う。

イ ヒアリング及び現地調査の実施に際しては、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示する。

ウ 事後評価対象の研究課題ごとに、小委員会に属する委員を担当委員として置くこととする。担当委員は、評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

エ 書面評価結果並びにヒアリング又は現地調査を実施した場合はその結果に基づき、合議により事後評価を決定する。

##### ② 書面評価の進め方

ア 事後評価の対象研究課題について、研究代表者が作成する研究終了報告書及び関係書類(研究計画調書、中間評価の際の研究進捗状況報告書、中間評価結果、推薦書等)に基づき、研究目的の達成度等について書面評価を実施する。

イ 評価者及び評価協力者は、研究終了報告書等に基づき、事後評価意見書を作成する。

ウ 事後評価意見書及び研究終了報告書等に基づき、研究課題ごとに審議し、必要に応じてヒアリング又は現地調査若しくはその双方を行う。

### ③ ヒアリングの進め方

- ア ヒアリングの対象研究課題の研究代表者等を招集し、質問事項への回答等を受けるとともに、意見交換等を行う。
- イ 説明には、研究終了報告書のほか、必要に応じて追加説明資料を用いることができる。
- a 時間配分の目安
- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| (ア) 研究代表者等からの研究目的達成度等の説明 | 10分 |
| (イ) 質疑応答                 | 15分 |
| (ウ) 審議、コメントの記載           | 5分  |
- b 説明者 研究代表者及び研究分担者 3名以内
- ウ ヒアリング終了後、評価者及び評価協力者が作成したヒアリングチェック票に基づき、研究課題ごとに審議する。

### ④ 現地調査の進め方

- 調査者が現地に赴き、説明者から質問事項への回答等を受けるとともに研究の目的達成度等を視察し、説明者と意見交換を行うとともに必要に応じて指導・助言等を行う。
- ア 調査者 担当委員、評価協力者
- イ 調査期間 2～3時間程度
- ウ 調査内容 書面等による評価で明らかにされなかった点を中心として調査を行う。
- エ 説明者 研究代表者、研究分担者

### ⑤ 合議の進め方

- ア 各小委員会は、書面評価結果並びにヒアリング又は現地調査を実施した場合はその結果に基づき、「⑥(ア)事後評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、「⑥(イ)評価基準」により合議を行い、事後評価案を作成する。なお、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「⑥(イ)評価基準」で整理した区分に「F」を付す。
- イ 運営小委員会は、小委員会の事後評価案に基づき、「⑥(ア)事後評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、「⑥(イ)評価基準」により合議を行い、事後評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

### ⑥ 事後評価に当たっての着目点等

- (ア) 事後評価に当たっての着目点
- (a) 研究計画、目的の達成度について
- ・当初の研究計画、目的に照らし、採択時以降の関連研究分野の学術動向を踏まえた上で、その達成の度合いはどうか。
- (b) 当該学問分野及び関連学問分野への貢献度について
- ・当該学問分野及び関連学問分野における研究の発展に関し、貢献の度合いはどうか。
- (c) 研究成果について
- ・学術創成研究費の趣旨及び当初の研究計画、目的に照らし、学術創成研究費として意義ある成果をあげたか。(又はあげつつあるか。)
  - ・研究成果の普及性、波及性はどうか。また、研究成果の積極的な公表に努めているか。

(イ) 評価基準

区 分	評 価 基 準
A+	期待以上の研究の進展があった
A	期待どおり研究が進展した
B	期待したほどではなかったが、一応の進展があった
C	十分な進展があったとは言い難い

二 審査・評価第二部会 (略)

(事後評価結果の開示等)

第20条 事後評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、各部会における評価結果及び所見を研究代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。